

議案第10号

八幡浜市消防団条例の一部を改正する条例の制定について  
標記条例を次のように制定する。

令和2年2月25日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市消防団条例の一部を改正する条例

八幡浜市消防団条例（平成17年条例第205号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定中下線で示し、又は太枠で囲まれた部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示し、又は太枠で囲まれた部分で示すように改正する。ただし、改正前の欄に掲げる規定で改正後の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削るものとする。

改正後	改正前
(定員) 第3条 消防団員の定員は、団長以下 <u>757人</u> とする。	(定員) 第3条 消防団員の定員は、団長以下 <u>791人</u> とする。

改正後				改正前				
別表第2 消防団員被服支給表				別表第2 消防団員被服支給表				
種別	員数	使用期限	摘要	種別	員数	使用期限	摘要	
団服	1人につき <u>上下1着 (ベルトを含む。)</u>	5箇年	使用期限は実情により短縮又は延長することができる。	団服 <u>又は裃天</u>	1人につき <u>1着</u>	5箇年	使用期限は実情により短縮又は延長することができる。	
制帽	<u>1人につき</u> 1個	3箇年		制帽	<u>〃</u> 1個	3箇年		〃
手袋その他	<u>1人につき</u> 1個	1箇年		手袋その他	<u>〃</u> 1個	1箇年		〃
<u>救助用半長靴</u>	<u>1人につき</u> 1足	3箇年		<u>靴又は地下足袋</u>	<u>〃</u> 1足	3箇年		〃
				<u>外套及び雨外套</u>	<u>〃 1着</u>	<u>定めず</u>	<u>必要に応じ支給する。</u>	
ただし、現物の支給困難な場合は、予算の範囲内で代料を支給し現品支給に代えることができる。				ただし、現物の支給困難な場合は、予算の範囲内で代料を支給し現品支給に代えることができる。				

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

消防団組織再編に伴い定員を整理し、及び被服支給について現在の支給状況に合わせるため。

